

学生懲戒審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛知県立大学学生懲戒規程第5条第3項に基づき愛知県立大学及び愛知県立大学大学院の学生（以下「学生」という。）の懲戒処分の公正を期するため、学生懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、学生に対する次の各号に掲げる処分について審査する。

- (1) 愛知県立大学学則第57条第1項の規程に基づく学生の懲戒処分
- (2) 愛知県立大学大学院学則第38条に基づく大学院の学生の懲戒処分

(組織)

第3条 審査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 該当する学部長又は大学院研究科長
 - (2) 該当する学部教授会又は研究科会議において選任した教員
- 2 委員は5名以上7名以内とする。ただし、対象学生が複数の学部及び研究科に関係する場合は10名とする。
- 3 審査委員会における委員長は、委員の互選とする。

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が召集する。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、委員長が所属する学務課（看護学部及び同研究科にあっては守山キャンパス学務課）が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。